

宮崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮崎市水道事業給水条例（昭和34年条例第3号）第5条第3項による指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）の違反行為に係る事務処理及び措置について、必要な事項を定めるものとする。

(違反行為の調査、指導及び報告)

第2条 給排水設備課長（以下「課長」という。）は、指定工事事業者が水道法（昭和32年法第177号）第25条の11第1項各号に掲げる事項（以下「違反行為」という。）に該当する疑いがあると認めるときは、その事実関係を調査するものとする。

- 2 課長は、前項に規定する調査により、指定工事事業者が違反行為を行ったと認めるときは、当該指定工事事業者に対し、当該違反行為を是正するよう指導することができる。
- 3 課長は、前項の指定工事事業者に対し、指導の日から10営業日までに、違反行為てん末書（様式第1号）の提出を求めるとともに、違反行為調査兼報告書（様式第2号）を作成する。ただし、違反行為てん末書が提出されない場合においては、その旨を付記して違反行為調査兼報告書を作成することができる。

(口頭による注意)

第3条 課長は、法令違反の根拠となる事実に基づき、別表2に掲げる軽微な違反行為（以下「軽微な違反行為」という。）について、処分は要しないが違反行為の再発を防止するために注意を促すことが必要と認めるときは、口頭による注意を行うことができる。

(行政指導及び処分の基準)

第4条 第2条第1項の規定の調査により、別表1に掲げる違反行為が認められた場合の措置について、次の各号のとおりとする。

- (1) 指定取消の処分
- (2) 指定効力の停止の処分
- (3) 文書警告書（様式第3号）による指導
- (4) 文書注意書（様式第4号）による指導

(文書による行政指導)

第5条 課長が前条第1項第3号及び第4号の指導に相当すると認めるときは、給排水設備課給水装置係において、当該指導を実施するものとする。

(報告)

第6条 第4条第1項第1号及び第2号に規定する処分に相当すると認めるときは、課長は、宮崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年管理規定第2号。以下「規程」という。）第17条の規定に基づく審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員長に報告するものとする。

(処分方針の決定)

第7条 審査委員会の委員長が前条の報告を受けたときは、審査委員会を開催し、処分方針を決定する。ただし、必要に応じて、規程第19条第5項に基づき、議事の回議により処分方針を決定することができる。

(意見の陳述)

第8条 宮崎市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、前条の規定により審査委員会により決定された処分方針に基づいて、処分をしようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号。）又は宮崎市行政手続条例（平成8年条例第33号。以下「手続条例」という。）により、聴聞又は弁明の機会の付与のための手続を開始するものとする。

(聴聞)

第9条 管理者は、前条の規定により聴聞を実施する場合において、行政手続法第15条第1項の聴聞の通知は、聴聞通知書（様式第5号）により、通知するものとする。

2 管理者は、行政手続法第19条に規定する聴聞の主宰として、上下水道局の課長補佐級の職にある者を指名するものとする。

3 行政手続法第24条第1項の規程により主宰者が作成する調書の様式は、聴聞調書（様式第6号）により、作成するものとする。

4 行政手続法第24条第3項の規定により主宰者が作成する報告書は、聴聞報告書（様式第7号）により、管理者に報告するものとする。

(弁明の機会の付与)

第10条 管理者が第7条第2項の規定により弁明の機会の付与する場合、手続条例第27条第1項に規定する弁明を記載した書面は、弁明書（様式第8号）により受理するものとする。

2 手続条例第28条の規定による弁明の機会の付与の通知は、弁明の機会付与通知書（様式第9号）により、通知するものとする。

(審査委員会への諮問)

第11条 管理者は、聴聞又は弁明の機会の付与の手続が終了した場合は、その内容に基づき第4条第1項第1号及び第2号の処分が適当であるか審査委員会に諮問するものとする。

2 審査委員会は、前項の諮問事項を審査し、その結果について審査結果報告書（様式第10号）を作成し、管理者に報告するものとする。

(処分の通知)

第12条 管理者は、前条第2項の報告により処分を決定し、当該処分の名宛人に通知するものとする。この場合の通知は、様式第11号又は様式第12号により、通知するものとする。

2 前項の処分について、当該処分の名宛人となるべき指定工事事業者が、現に給水装置工事の承認を受けている場合は、当該給水装置工事に限り完成検査終了までは施工することができる旨の条件を付すことができる。

(更新指定の際の処分期間の継続)

第13条 処分期間中の指定工事事業者の指定期間が満了し、かつ、更新された場合は、当該処分の残存期間は、更新された指定期間に引き継ぐものとする。

(処分の公表)

第14条 管理者は、指定の取消し又は指定の効力の一時停止の処分を受けた指定工事事業者をホームページ等を利用して市民へ知らせるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日前に違反行為に係る処分を受けた指定工事事業者に対する処分の決定に際しては、施行日前の当該指定工事事業者に係る改正前の宮崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日前に違反行為を行った（施行後に判明した場合を含む）指定工事事業者に対する処分の決定に際しては、改正前の宮崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準によるものとする。
- 3 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この要綱の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表1

宮崎市上下水道局指定給水装置工事業者の違反行為に係る処分基準					
違反項目	根拠法令	関係条文		違反内容等	処分内容
指定要件違反	法第25条の11 第1項第1号	法第25条の3 第1項第1号	施行規則第21条	1. 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定取消し又は指定停止6月以下
		第1項第2号	施行規則第20条	2. 厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定取消し又は指定停止6月以下
		第1項第3号イ	施行規則第20条の2	3. 厚生労働省令で定める心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者であることが判明したとき。	指定取消し又は指定停止6月以下
		第1項第3号イ		4. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。	指定取消し又は指定停止6月以下
		第1項第3号ロ		5. 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し
		第1項第3号ハ		6. 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し
		第1項第3号ニ		7-①業務に関して不正又は不誠実な行為をしたとき。	指定取消し又は指定停止6月以下
				-②無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。	指定取消し又は指定停止6月以下
				-③道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。	指定停止6月以下
				-④施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	指定停止3月以下
		-⑤施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。	指定停止6月以下		
		-⑥文書注意に従わないとき。	文書警告		
		-⑦文書警告に従わないとき。	指定停止3月以下		
		-⑧その他の違反行為(主として、管理者の承認を受けずに工事を施行したとき又は工事完成後管理者の検査を受けなかったときなど)	指定停止6月以下		
給水装置工事主任技術者選任等義務違反	法第25条の11 第1項第2号	法第25条の4 第2項	施行規則第21条 第1項・第2項	1. 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	指定取消し又は指定停止6月以下
		第1項	第3項	2. 給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	指定停止3月以下

違反項目	根拠法令	関係条文		違反内容等	処分内容
届出義務違反	法第25条の11 第1項第3号	法第25条の7	施工規則第34条	1. 事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消し又は指定停止6月以下
			第35条	2. 休止届、廃止届、再開届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消し又は指定停止6月以下
事業の運営基準違反	法第25条の11 第1項第4号	法第25条の8	施工規則第36条 第1項 第1号	1. 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	指定停止1月以下
			第2号	2. 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	指定停止1月以下
			第3号	3. 管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施工したとき。	指定停止6月以下
			第5号イ	4. 水道法施行令第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。	指定停止6月以下
			第5号ロ	5. 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	指定停止3月以下
			第6号	6. 指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。又は、当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	指定停止3月以下
工事施工に関する義務違反	法第25条の11 第1項第5号	法第25条の9		1. 給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	指定停止3月以下
	第1項第6号	法第25条の10		2. 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	指定停止3月以下
	第1項第7号			3. 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	指定停止6月以下
不正申請	法第25条の11 第1項第8号			1. 不正の手段により指定事業者として指定を受けたとき。	指定取消し

※同時に違反行為が複数ある場合、それぞれの違反行為で処分及び指導を行うものとする。ただし、指定取消し及び指定停止については、処分内容の最も重い処分のみを科す。

※指導及び処分が終了した日から2年を経過した時点で、指導及び処分の履歴は消滅する。

※指定停止期間中に、違反行為を行った場合又は違反行為が判明した場合は、停止処分終了後違反内容に応じた指導及び処分を行うものとする。

※取消処分から2年経過したら、再度、指定の申請ができる。

別表2

違反項目	根拠法令	関係条文		違反内容等	指導内容
指定要件違反	法第25条の11 第1項第1号	法25条の3 第1項第3号二		軽微な違反行為(給水条例関係例規に抵触するとき(別表1に該当するものを除く)又は完成予定日の変更を怠ったとき、あるいは貸与したメーターを管理者が指定した期日までに設置・返却しなかったときなど)	口頭による注意

様式第1号

年 月 日

違反行為てん末書

宮崎市上下水道事業管理者 殿

指定給水装置工事事業者

登録番号 第 号
工事事業者名

印

主任技術者名

印

1. 給水装置所在地

宮崎市 _____

2. 給水装置工事申請者

3. 違反内容

4. 事実経過（添付資料：位置図、平面図、施工図、その他）

5. 今後の対応策

6. 他の違反行為の有無

・有（ _____ 件 ）・・・・・・内容等詳細は裏面に記入

・無

他の違反行為報告

●違反行為件数 _____件

1 件目

①工事場所

②給水装置工事申請者名

③違反内容

④違反行為日

⑤事実経過（添付資料：位置図、平面図、施工図、その他）

2 件目

①工事場所

②給水装置工事申請者名

③違反内容

④違反行為日

⑤事実経過（添付資料：位置図、平面図、施工図、その他）

違反行為調査兼報告書

1. 指定給水装置工事事業者

工事事業者登録番号 _____

工事事業者名 _____

2. 工事場所

宮崎市 _____

3. 工事申込者住所及び氏名

住所 _____

氏名 _____

4. 違反行為てん末書（様式第 1 号）提出の有無等

提出済 提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

未提出 理 由 _____

5. 違反行為調査状況、是正指導及び処分等方針（案）

①違反行為判明日
_____ 年 _____ 月 _____ 日

②違反行為調査内容（概要）

③是正指導内容

④口頭注意及び処分方針（案）

様式第 3 号

宮 上 給 第 号

年 月 日

指定工事事業者 殿

(登録番号第 号)

宮崎市上下水道事業管理者

上下水道局長

文 書 警 告 書

この度の貴社の行為は、下記のとおり水道法第 25 条の 11 の規定に違反する行為に該当すると認められるので、宮崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第 4 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、 年 月 日までに業務改善するよう警告します。

今後、違反をした場合には、指定の効力の停止や指定の取消しの処分となることがありますので、ご注意ください。

記

1. 工事場所
2. 違反内容
3. 根拠法令

様式第 4 号

宮 上 給 第 号

年 月 日

指定工事事業者 殿

(登録番号第 号)

宮崎市上下水道事業管理者

上下水道局長

文 書 注 意 書

この度の貴社の行為は、下記のとおり水道法第 25 条の 11 の規定に違反する行為に該当すると認められるので、宮崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第 4 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、 年 月 日までに業務改善するよう注意します。

記

1. 工事場所

2. 違反内容

3. 根拠法令

様式第5号

年 月 日

住所

指定工事事業者 殿
(登録番号第 号)

宮崎市鶴島3丁目252番地
宮崎市上下水道事業管理者
上下水道局長

聴聞通知書

今回、貴社の行為について、宮崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第17条に定める宮崎市上下水道局指定給水装置工事事業者審査委員会で指定の取消しについて審査することとしたため、行政手続法第13条第1項第1号イの規定に基づき、下記の要領により聴聞を行いますので、出頭されるよう通知いたします。

なお、正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、行政手続法第21条第1項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合は同法第23条第1項の規定により聴聞を終結します。

記

(1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

宮崎市上下水道局指定給水装置工事事業者としての指定の取消し
水道法第 条の 第 項第 号

(2) 不利益処分の原因となる事実

(3) 聴聞の期日及び場所

平成 年 月 日 (曜日) 時 分
宮崎市上下水道局 室

(4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の

名称及び所在地

宮崎市上下水道局指定給水装置工事事業者審査委員会
事務取扱 宮崎市上下水道局管理部給排水設備課管理係
〒880-8507 宮崎市鶴島3丁目252番地

(5) 聴聞にあたっての留意事項

イ 貴社は聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに許可を得て質問をすることができます。

ロ 聴聞の期日の出頭に代えて、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができます。

ハ 聴聞が終結するまでの間、今回の不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

(文書取扱：宮崎市上下水道局管理部給排水設備課管理係)

※内容証明郵便とするため、様式は1頁 20字×26行とする。

様式第6号

年 月 日

聴 聞 調 書

主宰者

印

(1) 聴聞の件名

(2) 聴聞の期日及び場所

(3) 主宰者の職名及び氏名

(4) 聴聞の期日に出頭した者の氏名及び住所

(5) 説明を行った局職員の職名及び氏名

(6) 行政庁の職員の説明の趣旨

(7) 当事者等の陳述の要旨（提出された行政手続法第21条第1項の陳述書における意見の陳述を含む。）

(8) その他参考となるべき事項

様式第7号

年 月 日

聴 聞 報 告 書

宮崎市上下水道事業管理者
上下水道局長 殿

主宰者

印

(1) 不利益処分の原因となる事実に対する当事者の主張

(2) 主宰者の意見

(3) 理由

様式第 8 号

年 月 日

宮崎市上下水道事業管理者
上下水道局長 殿

(登録番号第 号)
指定工事事業者 印

弁 明 書

宮崎市行政手続条例第 27 条第 1 項の規定により、以下のとおり弁明します。

1. 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
2. 不利益処分の原因となる事実
3. 弁明の内容

様式第9号

年 月 日

指定工事事業者 殿
(登録番号第 号)

宮崎市上下水道事業管理者
上下水道局長

弁明の機会付与通知書

宮崎市行政手続条例第13条第2号の規定により、次のとおり弁明の機会を付与しますので通知します。

1. 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
2. 不利益処分の原因となる事実
3. 弁明書の提出先及び提出期限
4. 口頭による弁明の機会の付与の有無
5. 出頭すべき日時及び場所

様式第10号

宮 上 給 第 号
年 月 日

審査結果報告書

宮崎市上下水道事業管理者 殿

指定給水装置工事事業者審査委員会
委員長

宮崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第19条に基づく、宮崎市上下水道局指定給水装置工事事業者審査委員会による審査の結果、下記指定給水装置工事事業者については（指定の取消し・指定の効力停止・処分保留）が妥当との結論になりましたので報告いたします。

氏名又は名称

登録番号

住 所

代表者氏名

添付資料

聴聞調書・聴聞報告書・違反行為てん末書・その他

指定の効力停止について（通知）

登録番号 第 号
指定工事事業者名 殿

宮崎市上下水道事業管理者
上下水道局長

宮崎市水道事業給水条例（以下「条例」という。）第 5 条第 3 項の規定に基づき、
年 月 日付けで下記のとおり指定給水装置工事事業者としての指定の効力を停止す
ることを決定したので通知します。

また、当該違反行為については、年 月 日までに業務改善するよう命令し
ます。

なお、この処分が決定した日の前日までに、条例第 4 条第 1 項の承認を受けた工事につい
ては、当該給水装置工事に限り条例第 5 条第 2 項の完成検査まで行うことができます。

1. 指定の効力停止期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2. 指定の効力停止の理由

3. この処分に関する不服申し立ての教示については、別紙のとおりとします。

なお、宮崎市上下水道局指定給水装置工事事業者証は、本通知受領後 7 日以内に管理者に
返納してください。

事務取扱

宮崎市上下水道局管理部給排水設備課管理係
電話

(教 示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎市長に対して審査請求をすることができます。

- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎市（訴訟において宮崎市を代表する者は宮崎市上下水道事業管理者となります。）を被告として提起しなければなりません。ただし、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

指定の取消しについて（通知）

登録番号 第 号
指定工事事業者名 殿

宮崎市上下水道事業管理者
上下水道局長

水道法第25条の11第 項第 号の規定に基づき、 年 月 日
付けで指定給水装置工事事業者としての指定を取消すことを決定したので通知しま
す。

また、当該違反行為については、 年 月 日までに業務改善するよう
命令します。

なお、この処分が決定した日の前日までに、条例第4条第1項の承認を受けた工事
については、当該給水装置工事に限り条例第5条第2項の完成検査まで行うことがで
きます。

1. 指定取り消しの理由

2. この処分に関する不服申し立ての教示については、別紙のとおりとします。

なお、宮崎市上下水道局指定給水装置工事事業者証は、本通知受領後7日以内に管
理者に返納してください。

事務取扱
宮崎市上下水道局管理部給排水設備課管理係
電話

(教 示)

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎市（訴訟において宮崎市を代表する者は宮崎市上下水道事業管理者となります。）を被告として提起しなければなりません。ただし、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。